

障発1018第1号
令和3年10月18日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」の一部改正について

身体障害者及び知的障害者に対する有料道路通行料金の割引については、「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」（平成15年11月6日付け障発第1106002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「通知」という。）により周知しているところです。

今般、国土交通省道路局長から「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」の別紙「有料道路における障害者割引措置実施要領」を一部改正し、本年11月1日から改正後の取扱いを開始する旨の通知がありました。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、管内の関係者等へ周知をお願いします。